

**エゾヤマサクラ
苗木配布のお知らせ**

環境緑化を目的とした苗木配布を行います。数に限りがありますが、希望する方はお早めにお申込みください。

応募資格

日高町内に住所を有する方、若しくは日高町内に住所をおく団体（団体の場合は、公園等の公共の場に植樹することを条件とします。）

応募期間

4月1日（金）～4月15日（金）
（土・日・平日の午後5時15分以降を除く）

苗木の種類

エゾヤマサクラ 苗長2m程度

申込方法

各家庭に1本、団体については、先着3団体（1団体10本以内）とします。（総本数：個人・団体併せて先着100本限定）
苗木の数に限りがあります。予定本数に達し次第、締め切らせて頂きますので、予めご了承ください。

配布方法

苗木の配布日は、該当者に後日電話等で連絡します。

受付及びお問い合わせ先

・日高町役場 産業経済課
水産林務・商工労働グループ
014561216185
・日高総合支所 地域経済課
農林・水・環境グループ
014571612024

**アイヌ子弟の修学資金
制度のご案内**

北海道では、アイヌの子弟が経済的な理由により修学が困難である場合、修学資金等の補助、又はお貸しする制度があります。

補助制度	高等学校、高等専門学校に在学する方	入学支度金	一時金	23,760円以内
		修学資金	国公立	月額23,000円以内
貸付制度	専修学校、各種学校に在学する方	通学費	私立	月額43,000円以内
		入学支度金	1ヶ月1万円を越える場合	月額7,500円を上限として補助
貸付制度	大学、短期大学に在学する方	入学支度金	一時金	23,760円以内
		修学資金	月額	23,000円以内
		入学支度金	一時金	37,800円以内
		修学資金	国公立	月額51,000円以内
		期間	私立	月額82,000円以内
※返済期間は20年以内。返還にあたり、猶予や減免の規定有。				

お問い合わせ先

日高町役場住民課
環境生活・アイヌ政策グループ
014561216182

自衛官募集のお知らせ

次のとおり自衛官を募集します。

募集コース	資格	受付期限	採用試験及び合格発表 (合格発表日は後日お知らせします)
平成27年度第8回 自衛官候補生(男子)	18歳～27歳まで	3月3日(木)	3月6日(日)
予備自衛官補	一般	3月24日(火)	4月15日(金)～19日(火)の いずれか1日
	技能		
一般幹部候補生	一般	3月1日(火)～ 5月6日(金)	5月14日(土)
	歯科 薬剤		

お問い合わせ先

〒05912562
新ひだか町静内浦和125
陸上自衛隊静内駐屯地内
「自衛隊札幌地方協力本部
静内分駐所」
014614412855

**自動車税の住所変更
をお忘れなく**

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引越して住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を買ったとき(移転登録)
- ・自動車を売却したとき(抹消登録)

平成28年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部
011174611197

**石綿による疾病の労災
補償対策について**

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになった方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部
労災補償課
011170912311

**労働基準監督官
採用試験のお知らせ**

平成28年度労働基準監督官

採用試験要綱

●受付期間

(1)インターネット
4月1日(金)～4月13日(水)
[http://www.jitji-
shiken.go.jp/juken.html](http://www.jitji-
shiken.go.jp/juken.html)

(2)郵送又は持参

4月1日(金)～4月4日(月)
(郵送の場合4月4日まで
の通信日付印有効)

●受験資格

- (1)昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
- (2)平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認めらる者

●第1次試験

平成28年5月29日(日)

●第2次試験

平成28年7月13日(水)・14日(木)・15日(金)の指定された日

●受験申込書提出先

(郵送又は持参の場合)
北海道労働局総務部総務課
〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌第一合同庁舎9階

▼お問い合わせ先

北海道労働局
011-709-3511
または
最寄りの各労働基準監督署

平成28・29年度国有林モニターの募集について

林野庁北海道森林管理局では、国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し国有林野の管理経営に役立てるため、平成28・29年度の「国有林モニター」を募集します。

○募集人数

48名

○依頼期間

平成28年4月から
平成30年3月(2年間)

○依頼内容

- ・国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
- ・モニター会議・現地見学会への出席(規定に基づき交通費支給)
- ・国有林野の管理経営に関する意見・提言などの提出
- ※林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。

○応募資格

北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上(平成28年4月1日時点)の方。

※国会・地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OB、森林・林業担当の自治体職員及び平成26・27年度の国有林モニターは除きます。

○募集期限

平成28年2月26日(金)(必着)

○応募方法

以下の必要事項を「ご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で」応募ください。

- (1)氏名(ふりがな)
 - (2)性別
 - (3)住所(郵便番号)
 - (4)生年月日・年齢
 - (5)職業
 - (6)電話番号
 - (7)国有林モニターを知ったきっかけ(〇〇新聞、〇〇のホームページなど)
 - (8)応募理由(1000字程度)
- ※「ご応募いただいた個人情報」は、国有林モニターに関する目的以外には使用いたしません。

○応募先

〒064-8537
札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局企画課
国有林モニター担当

○選考結果

平成28年3月末までに依頼状の発送をもってお知らせします。

・選考結果に対する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

○その他

・アンケートの回答、「ご意見」ご提言は匿名にて公表する場合があります。

・モニターから提出いただいた「ご意見、ご要望」に対して個別にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

○北海道森林管理局のホームページ

<http://www.rinyamaff.go.jp/hokkaido/index.html>

▼お問い合わせ先

林野庁北海道森林管理局企画課 国有林モニター担当
011-622-1522

雇用のルールをよく理解し、守りましょう

労働時間や賃金などの労働条件は、労働者と使用者の十分な協議を基本として、労使双方が労働基準法をはじめとする労働関係法令をよく理解するとともに、これを遵守する職場環境づくりが重要です。

北海道では、労働関係法令や社会保険制度をわかりやすく紹介した「働く若者ルールブック」や「労働ガイドブック」を作成し、ホームページで公開しています。

また、平成26年5月からは、アルバイトで働く学生の方向けに、基本的な雇用のルールをまとめたリーフレット「働くルール」を知って楽しく働こう(三)を同じくホームページで公開していますので、ご覧ください。

○働く若者ルールブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tkr/sf/rulebook.htm>

○労働ガイドブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tkr/sf/H26RoudouGB.htm>

○アルバイト向けリーフレット「働くルールを知って楽しく働こう」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tkr/erp/05/2705arubaitoreat.pdf>

▼お問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用
労政課就業環境グループ
011-204-1535